

4 用語の定義

このガイドラインで用いる用語の定義は次のとおりです。

(1) 建築物と工作物

○ 「建築物」

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものである。

○ 「工作物」

「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

○ 「建築物等」

建築物及び工作物を指す。

(2) 解体と改造、補修

○ 「解体」

既存建築物等の全部または一部を取り壊す作業。建築物の場合は、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す作業をいう。一般的なりフォームにおいても、この定義に該当する作業であれば解体として取扱う。

建築基準法施行令（抜粋）

(用語の定義)

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

○ 「改造、補修」

解体以外の建築物等の一部に手を加える作業全般。ただし、石綿の含有状況を調査するためのサンプリングなどは該当しない。

○ 「解体等工事」

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を指す。

○ 「解体等工事」に該当しない作業（R2.11.30 付環水大大発第2011301号通知）

事前調査の対象としないものであり、法令のアスベスト規制の対象外となる。

- ・ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取

り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

- ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。
- ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたaからkまでの工作物、経済産業省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたl及びmの工作物並びに農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物の解体・改修の作業
- a 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号に規定する外郭施設及び同項第3号に規定する係留施設
- b 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
- c 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備
- d 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び第4条第1項に規定するばた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するばた山崩壊防止工事により整備されたばた山崩壊防止のための施設
- e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- f 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設
- g 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
- h 軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第9条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
- i 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場
- j 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第79条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
- l ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
- m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
- n 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）

(3) 発注者（注文者）、元請業者、自主施工者、下請負人

○ 「発注者」

解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外の者をいう。

○ 「元請業者」

発注者から直接解体等工事を請け負ったものを元請業者という。

○ 「自主施工者」

解体等工事を請負契約によらないで自ら施工するものを自主施工者という。

○ 「下請負人」

特定工事の全部又は一部を請け負った他の者で、その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。

(4) 特定工事と特定粉じん排出等作業

○ 「特定工事」

「特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事をいう。解体工事の場合、特定粉じん排出等作業以外の工事を含む解体工事全般を指し、解体後に新たな建築物等の建設工事がある場合は、当該建設工事は含まない。

○ 「届出対象特定工事」

特定工事のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去等を伴う工事を含む建設工事をいう。

○ 「特定粉じん排出等作業」

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等作業をいう。特定建築材料が使用されていない部分の解体等作業は含まない。

(5) 床面積と使用面積

○ 「床面積」

建築物の解体工事を行う場合は、解体を行う建築物の床面積の合計（建築基準法第92条、同施行令第2条第1項第4号「延べ面積」と同等）をいう。建築物の一部解体の場合、一部解体する部分の床面積を指す。

※ 柱、壁等床面積の概念がないもののみを解体する場合は、床面積をゼロとしてもよい。（建設リサイクル法の届出の考え方と同様とします。）

○ 「使用面積」

特定工事に係る部分において使用されている特定建築材料の使用面積で、工事の単位ごとに合計した面積を指す。つまり、一つの建築物又は工区において解体等作業の対象となる部分が複数ある場合は、その特定建築材料の使用面積を合算した数値とする。一部解体の場合、解体しない部分の使用面積は含まない。

- ・ 複数工区がある場合、一つの建築物において2か所の作業場所がある工事の場合、解体等作業の対象となる部分の石綿含有成形板の使用面積がそれぞれ300m²、400m²のときは、その工事における使用面積は、合計の700m²となる。
- ・ 複数の特定建築材料を除去する場合、「吹付け石綿、石綿含有断熱材等」で合算し、「石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材」で合算する。

(6) 作業開始と作業完了

○ 「特定工事の開始」

「特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事の開始をいう。建築物の解体工事の場合などで仮設が必要な場合は、仮設工事の開始を指す。草刈等の準備工事は含まれない。

○ 「特定工事の完了」

「特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事の完了をいう。建築物の解体工事の場合は、解体が終了し、整地が終了したとき。

○ 「特定粉じん排出等作業の開始」

特定建築材料の除去等に先立って行う、足場の組立てなどを含めた作業区画の隔離、集じん排気装置の設置等の石綿の飛散防止のための作業など、一連の作業の開始をいう。

(例)

「①吹付け石綿」、「②石綿含有断熱材等」の場合

- ・ 足場設置、隔離養生を始めたとき。
- ・ 足場設置、養生をしない場合、グローブバッグの設置を始めたとき。

「③石綿含有成形板等」「④石綿含有仕上塗材」の場合

- ・ 石綿飛散防止のための足場設置、建築物周囲の養生を始めたとき。
- ・ 敷地境界と建築物の周囲の両方に養生がある場合、建築物周囲の養生を始めたとき。
- ・ 石綿含有成形板等が内装材のみで、窓、換気口等の開口部の目張りを養生の代替として作業する場合、目張りを開始したとき。

○ 「特定粉じん排出等作業の完了」

作業区画の隔離、幕など養生、足場の撤去の完了をいう。特定建築材料の除去等が終了した後も、養生、足場の撤去をせずに、引き続き建築物等の解体工事を行う場合、除去設備を作業場から撤去したとき、かつ廃棄物を保管場所に移動したときを作業の完了を指す。

(例)

「①吹付け石綿」、「②石綿含有断熱材等」の場合

- ・ 養生を解除し、除去設備の撤去と廃棄物の保管場所への移動を完了したとき。

「③石綿含有成形板等」「④石綿含有仕上塗材」の場合

- ・ 養生、足場の撤去をせずに、引き続き建築物の解体をする場合、廃棄物を保管場所に移動したとき。作業場と隔離した保管場所を設けていない場合は、特定建築材料の除去が完了したとき。